令和８年第４回矢掛町議会第２回定例会（第１号）

１．会議招集日時　令和８年６月８日　午前９時３０分

２．会議の開閉　（開会）　午前　９時３０分
（議事）　午前　９時３０分
（散会）　午前１１時２５分

３．議員の出欠状況

議席番号	氏　　名	出欠等の別	議席番号	氏　　名	出欠等の別
１	近　藤　裕　紀	出	２	山　部　美由紀	出
３	昼　田　政　義	出	４	福　田　京　子	出
５	岸　野　榮　治	出	６	原　田　秀　史	出
７	小　塚　郁　夫	出	８	花　川　大　志	出
９	川　上　淳　司	出	１０	田　中　輝　夫	出
１１	土　田　正　雄	出	１２	浅　野　　毅	出

～～～

日程第４　議案第３５号　副町長の選任に同意を求めることについて
日程第５　議案第３６号　監査委員の選任に同意を求めることについて
日程第６　議案第３７号　固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて
日程第７　議案第３８号　矢掛町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第８　報告第　１　号　令和７年度矢掛町一般会計予算の繰越明許費について
　　報告第　２　号　令和７年度矢掛町地域開発事業会計特別予算の繰越明許費について
　　報告第　３　号　令和７年度矢掛町水道事業会計予算の繰越について
　　報告第　４　号　令和７年度矢掛町下水道事業会計予算の繰越について
日程第９　議案第３９号　矢掛町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について
　　議案第４０号　矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について
　　議案第４１号　矢掛町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
　　議案第４２号　矢掛町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
　　議案第４３号　矢掛町障害者医療費給付条例の一部を改正する条例制定について
　　議案第４４号　令和８年度矢掛町一般会計補正予算（第１号）について
　　議案第４５号　令和８年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第１号）について

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午前９時３０分　開会

○議長（田中輝夫君）　皆さん，おはようございます。

先日，気象庁から中国地方が梅雨入りしたと発表がありました。平年より２日早く，長雨の季節に突入したことになりました。また，これからの時期は，雨に濡れたアジサイの花が美しく色づく季節でございます。皆様には何かと御多忙の中を御出席いただき，御苦労様です。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので，ただいまから，令和８年第４回矢掛町議会第２回定例会を開会いたします。

なお，病院管理者におかれましては，診療業務のため，本定例会を欠席させていただきたい旨の申出がありましたので，御報告申し上げます。

それでは，直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は，お手許に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（田中輝夫君）　日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は，会議規則第125条の規定により，３番昼田政義君と，４番福田京子君を指名いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第２　会期の決定

○議長（田中輝夫君）　日程第2，会期の決定を行います。

お諮りいたします。本定例会の会期は，本日８日から16日までの９日間といたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　異議なしと認めます。よって，今期定例会の会期は，本日８日から16日までの９日間と決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第３　諸般の報告

○議長（田中輝夫君）　日程第3，諸般の報告を行います。

町長から報告事項がありますので，挨拶を兼ね報告をしていただきます。町長。

○町長（山岡　敦君）　皆さん，おはようございます。

本日は，令和８年第４回矢掛町議会第２回定例会を招集いたしましたところ，議員の皆様には，公私とも何かと御多様な中，御出席を賜りまして，まことにありがとうございます。

さて，５月20日に町長としての２期目がスタートしてから，半月が経過いたしました。

今議会が，町長就任後の初の定例議会でありますし，また，先般の臨時議会でもお伝えしておりますので，本日この議会開会の場をお借りしまして，所信の一端を述べさせていただきます。

まず，大きな柱として，昨年度策定いたしました第７次矢掛町振興計画における各種の施策を着実に推進してまいりますとともに，矢掛町とモンベルが締結しております包括連携協定７項目を生かして各分野のレベルアップを図りながら町の魅力度を高め，選ばれるまちとなり，振興計画において，まちの将来像として掲げております進化を続けて成長するまちの実現を目指します。

喫緊の課題であります人口減少対策では，子育て支援として保育料の無償化をはじめとした本町の手

厚い支援策を継続し，ＰＲに注力してまいります。そして先月締結しました倉敷成人病センターとの周産期医療の連携協定を生かして，安心して出産できる環境を整えてまいります。さらに昨年度，役場内各課の垣根を越えて設置いたしました，こども教育・子育て支援研究会議を中心に，総合的な取組を進めてまいります。

医療・福祉・介護の分野では，町民の皆様が，健康で日々元気に過ごすことができますよう健康推進事業を積極的に行ってまいります。

また社会福祉協議会と連携しての重層的支援整備事業への取組をはじめ，皆様に寄り添う姿勢で各分野の施策の充実につなげてまいります。また，矢掛病院におきましては，たゆまぬ経営改善に努めますとともに，地域包括ケアシステムを通じて，町内の医療・福祉施設と連携しながら，町民の皆様の健康と生命を守ってまいります。

災害対策・防災対策では，全国で頻発している集中豪雨や南海トラフ地震も念頭に，ハード面からの災害に強いまちづくりの推進はもとより，さまざまな分野での企業との連携や協力体制の構築，町民の皆様の防災意識の高揚など，ソフト面からも対策の強化を図ってまいります。

そして，ハードとソフトのつながりを意識して，より実効性の高い対策を行ってまいります。

また，インフラ整備につきましては，道路や水道などの公共物や公共施設の計画的な改修等により長寿命化を図るとともに，その管理や点検におけるＤＸや新技術の導入を検討し，皆様が安全に，そして快適に生活できる環境を整えてまいります。

産業観光分野につきましては，昨年の大阪・関西万博イタリア館での展示など取組が本格化しておりますイタリア野菜プロジェクトをはじめ，矢掛町の品質の良い農産物を更にＰＲし，広く展開していくため，令和５年に創設いたしました農業振興対策基金も有効に活用してまいります。

農業は，矢掛町の基幹産業であります。引き続き，農業がしやすい環境づくりを念頭にさまざまな施策の充実を図ってまいります。

また４月に新たにオープンしましたアウトドアヴィレッジやかげには，連日，県内外から多くの方々が来られ，これまでの重伝建の町並みを中心とした旧山陽道の宿場町としてのまちのイメージに加え，より大きなスケールでの観光地を目指せる状況となりました。本町の地場産品などへの支援も含め，農業・商工業・観光がつながりを強めて矢掛町全体の賑わいづくりと活性化に取り組んでまいります。

また文化，芸術分野につきましては，令和７年に創設しました歴史かおる文化のまち基金を活用しての歴史文化活動への支援，芸術分野につきましても各種のイベントの開催協力を行うなど，歴史かおる文化のまちに相応しい，品格あるまちづくりにつなげてまいります。

スポーツ分野につきましては，各種のスポーツを町民の皆様の健康増進の観点で捉え，年齢層に応じたニーズを把握して，施策の展開を考えてまいります。

最後に，環境問題や行政のＤＸの推進など，行政を取り巻く諸課題への取組につきましては，町内外の専門家や有識者の意見を参考に優れた知見に学びながら，課題に取り組んでまいります。

今後とも，町民の皆様のニーズを町政へ反映し，時代の変化に対応して町全体の活性化を図ることを念頭に，これまでの矢掛町の礎を未来につなげてまいります。

町民の皆様には，何とぞ御理解と御協力を賜わりますとともに，議員の皆様には格段の御指導・御鞭撻の程お願いを申し上げまして，所信の表明とさせていただきます。

さて，本日御審議をお願いいたします案件は，人事案件について４件，令和７年度一般会計予算の繰

越明許費についてなどの予算繰越の報告について4件，条例の一部改正について5件，一般会計等の補正予算について 2 件の計 15 件でございます。どうか適切な御決定を賜りますよう，よろしくお願いいたします。なお，本定例会におきましては，一般質問をお受けいたしておりますので，どうぞよろしくお願いいたします。

引き続きまして，報告事項を申し上げます。報告事項は9件ございます。

報告第1号，矢掛町における周産期医療体制の構築について，御報告申し上げます。お手許に配付しておりますリーフレットを御覧ください。

5月 22 日に矢掛町は，一般財団法人倉敷成人病センターと周産期医療体制の構築に係る包括連携協定を締結いたしました。この協定に基づき，倉敷成人病センターから産婦人科医師等の派遣を受けることで，矢掛病院において妊婦健診を実施することが可能となるため，妊娠中の方が健診を受けるために要していた移動時間等の負担を軽減することができます。妊婦検診の実施時期は，今年の8月からを予定しております。

少子化が進行する中，安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりは，行政としても重要な責務の一つでございます。その実現には，妊娠期から出産，産後に至るまで，切れ目ない支援体制の構築が不可欠であり，医療機関との緊密な連携はその要となります。

この協定を契機として，矢掛町における周産期医療体制の充実を図り，全ての母子の健やかな未来に寄与することを期待しております。

続いて，報告第2号，“＃７１１９”の運用開始について，御報告申し上げます。お手許に配付しておりますリーフレットを御覧ください。

令和8年7月1日の午前8時から，岡山県が“＃７１１９”の運用を開始いたします。＃７１１９は，救急安心センター事業と呼ばれる仕組みで，急な病気やケガをした時に，「救急車を呼ぶべきか」「今すぐ受診した方がよいか」などを電話で相談できるサービスです。

電話番号は，局番なしの＃７１１９で，看護師などの医療の専門職が，24 時間 365 日対応してくれるものです。主な役割としましては，まず，救急車の適正利用の促進で，緊急性が低い場合に安易に救急車を呼ぶことを防ぎます。また，受診の目安を案内するということで，すぐ受診・様子を見る・救急車要請などを判断してくれます。さらに，医療機関の案内ということで，夜間や休日に受診できる医療機関を案内してくれます。

＃７１１９は，住民の皆様が安心して適切な医療につながるための大変重要な制度であると同時に，救急医療体制の維持にもつながるものでございます。町といたしましても，広報紙やホームページ等を通じて周知に努めてまいりますが，議員の皆様におかれましても，地域や各種会合などの機会を通じまして，住民の皆様への周知に御協力を賜りますよう，お願い申し上げます。

続いて，報告第3号，外国語指導助手の後任者について，御報告申し上げます。

この事業は，外国青年を英語指導助手として招致し，町内の子どもたちが幼少期から国際感覚を身につけることを目的にこども園・保育園において英語の巡回指導を行っているものです。

現在の英語指導助手であるエミコ・アベさんの雇用契約が6月末で終了いたします。そこで後任として，お手許に資料を配付しておりますが，アメリカ合衆国より1名を新しく招致する予定であります。

メアリー・ラインボルドさんはアラスカ州出身で，コロラド大学で個体生物学・生態学を専攻していました。矢掛町で子ども達に英語指導することに大変意欲を示されています。

メアリーさんを英語指導助手として採用することにより，引き続き英語教育を発展させ，ますます外国語や外国の文化に親近感を持たせるとともに，国際交流の一層の推進に努めてまいりたいと考えておりますので，よろしくお願いいたします。

続いて，報告第４号，矢掛町新型インフルエンザ等対策行動計画の改訂について，御報告申し上げます。

お手許に計画書を配付させていただいておりますので，御覧いただきたいと存じます。

このたび本町では，矢掛町新型インフルエンザ等対策行動計画を改訂いたしました。矢掛町における新型インフルエンザ等対策行動計画は，平成26年３月に初めて策定しました。その後，令和６年度に国が政府行動計画を見直すこととなり，それに伴い，岡山県も計画の改訂を実施しました。このため，矢掛町でも昨年度に計画の見直しを行いました。

新型インフルエンザ等感染症は，国民の生命や健康に甚大な影響を及ぼす可能性があり，同時に社会経済活動にも深刻な打撃を与えることが懸念されています。このような背景から，本計画では新型インフルエンザ等が発生した際の住民への予防対策や情報発信，周知啓発活動，ワクチン接種などが主な内容として盛り込まれています。

なお，本計画の策定にあたっては，岡山県の計画との整合性を図るため，岡山県が作成した市町村行動計画の参考例を基に作成しております。また，矢掛病院の病院事業管理者からは，医師として貴重な意見もいただいております。

今後とも町民の皆様の安全と安心を確保するために，行政一体となって感染症対策の充実に努めてまいりますので，議員の皆様には御理解と御協力をお願い申し上げます。

続いて，報告第５号，矢掛町地域防災計画の修正について，御報告申し上げます。お手許に計画書を配付させていただいておりますが，岡山県が令和８年２月に南海トラフ巨大地震・断層型地震の被害想定の見直しを発表したことから，本町の地域防災計画を修正いたしました。

南海トラフ地震については，今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率が高いと言われております。地域防災計画に基づき，より一層，防災体制の強化に努めてまいる所存でございます。

自然災害の発生を止めることはできませんが，防災意識を常に高く持ち，災害に備えておくことはできます。また，自助，共助の精神も被害を最小限度に食い止めるためには，不可欠であります。

議員の皆様におかれましても，地域住民に日頃から災害へ備えていただくため，防災意識の普及・啓発の推進にお力添えを賜りますよう，よろしくお願い申し上げます。

続いて，報告第６号，矢掛町土地開発公社の経営状況書類の提出について，御報告申し上げます。

矢掛町土地開発公社につきましては，地方自治法第243条の３第２項及び同法施行令第173条の５第１項の規定に基づきまして，その経営状況について，令和７年度矢掛町土地開発公社決算書並びに令和８年度矢掛町土地開発公社事業計画及び予算をお手許に配付し，御報告させていただきます。

主な事業活動としましては，定住促進対策として住宅用地の販売を進めており，昨年度は合計４区画を販売いたしました。町内では，現在２か所の分譲地で８区画の販売を行っておりますのに加え，新たに仁井屋橋南分譲地と矢高北分譲地の造成を進めております。

定住対策及び企業誘致につきましては，引き続き，積極的な事業展開を図ってまいりますので，御理解，御協力を賜りますよう，よろしくお願いいたします。

続いて，報告第7号，一般財団法人矢掛町観光交流推進機構の経営状況書類の提出について，御報告申し上げます。

矢掛町観光交流推進機構につきましては，地方自治法第243条の3第2項及び同法施行令第173条の5第1項の規定に基づきまして，その経営状況について，令和7年度事業報告及び決算並びに令和8年度事業計画及び予算をお手許に配付させていただき，御報告させていただきます。

矢掛町観光交流推進機構は，町の100パーセント出資により，平成31年4月に発足し，令和4年3月28日付で観光庁の観光づくり法人地域ＤＭＯに登録されております。

観光客や来訪者の動向やニーズを適宜とらえ，さまざまな事業を企画実施し，町内の事業者や団体と連携を図りながら，町内への誘客を促進しています。

令和7年度については，矢掛宿が重要伝統的建造物群保存地区に選定されて5周年を迎えたことを記念し，“守り 活かし 未来へつなぐ 重伝建のまち やかげ”をスローガンに掲げ，矢掛本陣での生け花パフォーマンスや保存地区を巡るスタンプラリーなど歴史的な町並みを活かした多彩なイベントを運営・実施しました。また，町内の飲食店と連携した“クリームソーダIN矢掛”や“さつまいもフェス芋旅”など，多彩なキャンペーンを展開しました。

こうした取組により，幅広い世代の方々に矢掛町の魅力を発信できただけでなく，矢掛町に興味を持ち，実際に足を運んでくださる方が増えるきっかけとなりました。

さらに，お子様向けのイベントとして，矢掛町との共催によるやかげキッズフェスティバルを矢掛総合運動公園で開催いたしました。2日間で8,000名を超える方々に御来場いただき，町内への誘客と周遊促進に努めました。

今後も，矢掛町観光交流推進機構との連携を深め，新設されたアウトドアヴィレッジやかげを活用した誘客施策も推進してまいります。町民と来訪者が一体となれる空間の創出，そして，来てよかった，住みたいと思われる町づくりを目指してまいりますので，皆様には，御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

報告第8号，第76回社会を明るくする運動地域住民の集い及び教育講演会の開催について，御報告申し上げます。お手許に配付しておりますリーフレットを御覧ください。

7月は全ての国民が，犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め，犯罪のない地域社会を築こうとする社会を明るくする運動の強化月間として，全国一斉に展開されます。この一環として，本町でも来たる7月8日水曜日午前9時から町内一円の啓発パレードを実施いたします。

また，やかげ文化センターホールにおいて，午後1時45分から地域住民の集いを，午後2時15分からは教育講演会を開催いたします。教育講演会では，講師に臨床心理士でスクールカウンセラーの中村のり子氏をお迎えし，“悪口陰口は怖くない！～明るいいじめ防止教育講話～”と題して講演をしていただきます。

中村氏は，公立小・中・高等学校において27年間，子どもの心に寄り添うスクールカウンセラーとして活躍されており，不登校，いじめ，災害，事件・事故に遭遇した際の心のケア活動にも豊富な経験をお持ちです。

今回の講演では，小学生から高校生までの子どもたちの悩みや心の成長に寄り添ってこられた経験をもとに，明るいいじめ防止についてお話しいただくこととしております。なお，入場料は無料です。

町民の皆様，また議員の皆様におかれましても御聴講くださいますよう，御案内申し上げます。

続いて最後となります，報告第９号，やかげ郷土美術館特別展“香川元太郎の迷路絵本展”の開催について，御報告申し上げます。

特別展 香川元太郎の迷路絵本展を，７月 18 日土曜日から８月 30 日日曜日まで開催いたします。香川元太郎氏による迷路絵本シリーズは，2005 年刊行の時の迷路以来，動物，宇宙，海などさまざまなテーマで制作され，多くの方々を魅了してきました。

今回の特別展では，迷路絵本シリーズの原画作品 75 点を一堂に紹介するとともに，立体迷路を設けるなど子どもから大人まで体験的に楽しめる内容としております。香川元太郎氏が織りなす迷路の世界をお楽しみいただけますと幸いです。

入館料は，一般 1,000 円，中高生 600 円，小学生 400 円となっております。議員の皆様におかれましては，後日，特別展の御案内をお届けいたしますので，御多忙中とは存じますが，ぜひ足をお運びいただきますようお願い申し上げます。

○議長（田中輝夫君）　町長からの報告が終わりました。

次に，議長としての報告を行います。議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては，お手許の一覧表を御覧いただきたいと思います。

次に，監査委員から例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので，各自御検討をお願いいたします。

また，議員派遣報告一覧表も配付しておりますので，併せて御覧ください。

さらに，郵送による陳情の提出がありましたので，陳情文書配付表のとおり配付いたしておりますから，御覧ください。

以上で，諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第４　議案第３５号　副町長の選任に同意を求めることについて

○議長（田中輝夫君）　日程第４，議案第 35 号，副町長の選任に同意を求めることについてを議題といたします。執行部から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡　敦君）　それでは，議案第 35 号，副町長の選任に同意を求めることについて，提案理由を御説明申し上げます。

一昨日，令和８年６月６日をもって任期満了となりました山縣幸洋氏の後任に，本日６月８日付けで，矢掛町矢掛 874 番地，稲田欽也氏を新たに副町長として選任いたしたいと存じますので，地方自治法第 162 条の規定によりまして，この議会の同意を求めるものでございます。

経歴につきましては，お手許に配付いたしております資料番号１を御覧いただきたいと存じます。

稲田氏につきましては，これまでの豊富な行政経験を生かし，副町長としての職をお願いしたいと存じます。

副町長の任期につきましては，本日から４年間となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田中輝夫君）　説明が終わりました。

ただいまから質疑を行います。御質疑はありませんか。９番川上君。

○９番（川上淳司君）　先ほどの人事案件につきまして，執行部のほうに御質問申し上げます。

稲田課長の選任につきましては理解をしておりますけど，以前体調不良で長期お休みをいただいておったと思っておりますので，体調の面でいかがなもんかというのは，今回の質問とさせていただきます。

よろしくお願いします。

○議長（田中輝夫君）　町長。

○町長（山岡　敦君）　川上議員の御質問にお答えさせていただきます。

以前そのように体調を壊していた時期があって，何か顔面神経痛のような表情になっていたということではないかと思います。

ただ，この４年間を見ておりましても健康にやっておりますし，そうした病状とか健康の面で何も心配はないというふうに私は判断しております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田中輝夫君）　他の議員から，質疑はありませんか。

〔なし〕

○議長（田中輝夫君）　質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。９番川上君。

○９番（川上淳司君）　先ほどの質問におきまして体調に心配ないというふうなことを町長から御回答いただきましたので，その他の関係で反対討論をさせていただこうと思います。

やっぱしこれから先，町長の補佐役として，稲田欽也様はやっていただかなければならないと思っておりますので，健康不安が，ある意味で心配でございます。そして，庁舎内の職員とのコミュニケーション等を心配しておりますし，また，職責の重さによって潰れることはないかというふうな部分がすごく心配でありますので，今回の信任することはできないということで反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（田中輝夫君）　ほかに討論はありませんか。６番原田君。

○６番（原田秀史君）　私は議案第35号に賛成の立場から討論を行います。

稲田氏は，平成元年に矢掛町役場へ採用され以来38年間，行政の事務職員として勤務され，その間，矢掛病院事務長や会計管理者，企画課長，総務防災課長などの要職を歴任され，事務職のエキスパートとして行政の一翼を担ってこられました。

特に，矢掛病院には本人自らの希望で異動され，行政とは異なり，民間企業的な経営が求められる中，事務長として７年間勤務され，大学病院等との医師確保の折衝や医師・看護師とのコミュニケーションを図るなどし，病院経営に寄与された中で，行政ではなかなか経験できない貴重な経験を積み重ねてこられました。

また，消防団活動にも積極的に取り組む中で，矢掛分団副分団長として分団長を補佐し，分団をまとめ上げ，消防団活動の充実に御尽力をされました。

これちょっと余談になりますが，私は稲田氏とは稲田氏が入庁以来，職場は違いましたが同じ矢掛地区の職員として約25年間付き合いがありましたが，性格はいたって温厚であり，周りを明るくする術を持ち，飲み会ではエンターテイメント的な存在でその場を盛り上げるなど雰囲気作りに長け，一目置かれるような存在であったと記憶しております。

さて，副町長の職責は，町長を補佐し，行政実務のトップとして組織の統括及び町政全般の企画・調整や対外折衝などを町長の意向を踏まえた上で，政策判断していく立場であり，町長の下，町政をより安定的に運営していく責務があります。

二期目の山岡町長のスローガンでもある“礎を未来へつなぐための成長するまち，満足度の高いまち，選ばれるまちづくり”を推進し，矢掛町をより発展させていくためにも30年以上の長きにわたり町政に

携わり，要職を歴任され，その職責の中でさまざまな経験と実績を持ち，業務遂行能力も優れ，町長との信頼関係も厚い稲田氏は，副町長として適任だと思います。

以上の観点から，議案第35号，副町長の選任に同意を求めることについては，賛成といたします。

○議長（田中輝夫君）　ほかに，討論はありませんか。８番花川君。

○８番（花川大志君）　地方自治法第162条に基づく本件特別職人事案件については，首長の施政方針及び行政運営を適正に反映させるために特定個人の政治的運用を認めるものであり，議案の提出は適正であります。

本件は，その被選任者が現職の本町職員であることから，現首長との一定の合意形成が図られていることは十分推量され，当該議案上程は，両者の主体的意思の表れとみなすのが適当と考えられます。

副町長という役職は，行政運営においては重要なポストであるから，空白を作ることは，我がまちにとって不利益であり，適正かつ賢明な執行権者の御判断の下に当該人事案が提出されていると考えるので，該当者の職員としてのキャリアや人となりはもとより，本件人事案そのものに賛意を表すものであります。

さらに，本件特別職人事案は，町長の専決処分の及ばぬ権能対象外の議決事件であり，議会の同意がなければ成立いたしません。であるからこそ，議案提出の真意を適正に図ることが，議会としては判断の重要な柱となると考えられますので，そのことを申し添え，賛成討論を終わります。

○議長（田中輝夫君）　ほかに，討論はありませんか。

〔なし〕

○議長（田中輝夫君）　それでは，討論を終結いたします。

先ほど，反対賛成それぞれ討論がありましたので，議案第35号について，ただいまから起立による採決を行います。なお，採決に当たっては案件を可とする原則に従って行います。議案第35号，副町長の選任に同意を求めることについての案件を可とする諸君の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（田中輝夫君）　起立多数と認めます。御着席ください。よって，議案第35号，副町長の選任に同意を求めることについては，原案のとおり同意することに決しました。

お諮りいたします。次の審議に入る前にここで暫時休憩に入りたいと思いますが，これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　異議なしと認めます。よって，ただいまから暫時休憩いたします。なお，町長，教育長は，辞令交付のため退席されます。休憩。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（田中輝夫君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど副町長の選任に同意が得られました稲田欽也副町長が議場におられますので，この際，挨拶を議長席前の演台でお願いいたします。副町長。

○副町長（稲田欽也君）　先ほどは選任に対する御同意をいただき，まことにありがとうございます。そして，このような御挨拶の場を設けていただきまして，重ねて感謝を申し上げます。

先ほど，町長から辞令の交付をいただきました。副町長という重責に身が引き締まる思いとともに，自分はまだそこに至っていないというような気持ちがありました。

まずは，地方自治法に定めます副町長の役割を果たすべく，町長を補佐し，各課の調整に努めてまいります。議員の皆様，どうぞこれからも御指導・御鞭撻をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（田中輝夫君）　副町長選任の御挨拶でございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第５　議案第３６号　監査委員の選任に同意を求めることについて

○議長（田中輝夫君）　日程第5，議案第36号，監査委員の選任に同意を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡　敦君）　それでは，議案第36号，監査委員の選任に同意を求めることにつきまして，提案理由を御説明申し上げます。

矢掛町監査委員の平井友章氏が，本年8月28日をもって任期が満了いたしますので，引き続き，矢掛町矢掛2650番地4，平井友章氏を選任いたしたいので，地方自治法第196条第1項の規定によりまして，この議会の同意を求めるものでございます。

経歴につきましては，お手許に配付いたしております資料番号2を御覧いただきたいと存じます。

再任ということでありますので簡単に御紹介をさせていただきますと，平井氏は，会計が御専門の方であります。令和4年8月から監査委員をお願いしております。

監査委員の任期につきましては，本年8月29日から4年間となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田中輝夫君）　説明が終わりました。

ただいまから質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第36号は原案のとおり同意することに決して，御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　異議なしと認めます。よって，議案第36号，監査委員の選任に同意を求めることについては，原案のとおり同意することに決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第６　議案第３７号　固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて

○議長（田中輝夫君）　日程第6，議案第37号，固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡　敦君）　それでは，議案第37号，固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて，提案理由を御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員であります岸野憲二氏の任期が，本年8月31日をもって満了することから，引き続き岸野氏を選任いたしたく，地方税法第423条第3項の規定によりまして，この議会の同意を求めるものでございます。

経歴につきましては，お手許に配付いたしております資料番号3を御覧いただきたいと存じます。

再任ということでございますので簡単に紹介させていただきますと，岸野氏は，平成29年9月からこの審査委員会委員をお願いしておりまして，今回再任をお願いするものでございます。任期は，本年9月1日から3年でございます。

なお，選任後の審査委員会の委員は，小野弘隆氏，神田正則氏に，岸野氏を加えた3名でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田中輝夫君）　説明が終わりました。

ただいまから質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第37号は原案のとおり同意することに決して，御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　異議なしと認めます。よって，議案第37号，固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについては，原案のとおり同意することに決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第７　議案第３８号　矢掛町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて

○議長（田中輝夫君）　日程第7，議案第38号，矢掛町農業委員会委員の任命に同意を求めることについてを議題といたします。

本案は，議員の自己の従事する業務に直接の利害関係のある事案につき，地方自治法第117条の規定により除斥に該当すると認められますので，山部美由紀君の退場を求めます。２番山部美由紀君，退場。

〔２番　山部美由紀君　退場〕

○議長（田中輝夫君）　町長からの提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡　敦君）　それでは，議案第38号，矢掛町農業委員会委員の任命に同意を求めることについて，提案理由を御説明申し上げます。

令和8年7月19日をもって任期満了となります矢掛町農業委員会委員について，新たに9名の方々を任命したいので，農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により，この議会の同意を求めるものでございます。

任命の同意を求めるのは，井辻喜代次氏，頼正　裕氏，山部良治氏，齋木功司氏，大森孝吉氏，多賀秀樹氏，杉本規道氏，山部美由紀氏，田尻洋士氏以上9名の方々で，任期は本年7月20日から3年間でございます。

お手許に配付しております資料番号4に農業委員の候補者名簿と参考といたしまして，農地利用最適化推進委員候補者名簿も提出させていただいております。

委員の選出については，本年2月2日から3月2日まで公募を行い，9名の推薦及び応募がありました。この9名につきまして，去る3月23日に開催された候補者評価委員会におきまして適任との評価

をいただいているところでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田中輝夫君）　町長からの提案説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第38号は原案のとおり同意することに決して，御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　異議なしと認めます。よって，議案第38号　矢掛町農業委員会委員の任命に同意を求めることについては，原案のとおり同意することに決しました。

議案第38号の審議が終わりましたので，山部美由紀君の入場をお願いいたします。

〔２番　山部美由紀君　入場〕

○議長（田中輝夫君）　お諮りいたします。次の審議に入る前に，ここで15分程度休憩をいたしたいと思いますが，これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　異議なしと認めます。よって，10時35分まで休憩いたします。休憩。

午前１０時２０分　休憩

午前１０時３４分　再開

○議長（田中輝夫君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第８　報告第　１　号　令和７年度矢掛町一般会計予算の繰越明許費について

報告第　２　号　令和７年度矢掛町地域開発事業会計特別予算の繰越明許費について

報告第　３　号　令和７年度矢掛町水道事業会計予算の繰越について

報告第　４　号　令和７年度矢掛町下水道事業会計予算の繰越について

○議長（田中輝夫君）　日程第8，報告第1号から報告第4号までを一括議題といたします。それでは報告を求めます。町長。

○町長（山岡　敦君）　それでは，報告第1号から報告第4号までの各会計の繰越しについて，御説明申し上げます。

なお，報告第1号及び報告第2号は，地方自治法第213条第1項の規定により，令和8年度へ予算を繰り越し，地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして，この議会に提出し，報告させていただくものでございます。報告第3号及び報告第4号は，地方公営企業法第26条第1項の規定により，令和8年度へ予算を繰り越し，同条第3項の規定によりまして，この議会に提出し，報告させていただくものでございます。

まず，報告第1号，令和7年度矢掛町一般会計予算の繰越明許費についてでございますが，昨年9月

定例会，本年1月臨時会及び3月定例会におきまして，繰越しの決定をいただいております財産管理など18事業で5億4,641万6,600円を令和8年度へ繰り越させていただくものでございます。

詳細につきましては，財政課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

次に，報告第2号，令和7年度矢掛町地域開発事業特別会計予算の繰越明許費についてでございますが，本年3月定例会におきまして，繰越しの決定をいただいております小田地区事業用地造成事業で，1,100万円を令和8年度へ繰り越させていただくものでございます。

詳細につきましては，企画課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

次に，報告第3号，令和7年度矢掛町水道事業会計予算の繰越についてでございますが，今回報告いたします繰越事業は，水道整備3事業でございまして，上水道事業が3,327万9,000円，老朽管更新事業が4,000万円，中央配水池更新事業が3,672万1,000円の合計1億1,000万円を令和8年度へ繰り越させていただくものでございます。

詳細につきましては，上下水道課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

次に，報告第4号，令和7年度矢掛町下水道事業会計予算の繰越についてでございますが，今回，報告いたします繰越事業は，下水道整備2事業でございまして，農業集落排水施設統合事業が5,065万円，下水道事業が935万円の合計6,000万円を令和8年度へ繰り越させていただくものでございます。

詳細につきましては，上下水道課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（田中輝夫君）　次に，詳細な説明を求めます。財政課長。

○財政課長（松嶋良治君）　それでは，報告第1号，令和7年度矢掛町一般会計予算の繰越明許費について，御説明申し上げます。一枚おめくりいただきまして，見開きで繰越計算書でございます。右側のページの1列目，翌年度繰越額が実際に繰越しをした額でございます。

本年度は全部で18事業ございまして，上から順に説明させていただきます。

まず一番上から，総務費として，財産管理，PCB含有トランス更新及び処分は繰越額290万円。完了予定は来年1月末です。

次の防災対策事業，町道向山大下線ほかは，繰越額442万7,000円。特定財源は緊急自然災害防止対策事業債。完了予定は6月末でございます。

次のふるさと納税事業，返礼品送付は，繰越額9,962万8,000円。特定財源はふるさと納税寄附金。完了予定は来年3月末でございます。

次のくらし応援商品券事業は，繰越額1億8,685万8,000円。特定財源は国庫補助金。完了予定は来年3月末でございます。

次の戸籍住民基本台帳，戸籍附票システム改修ほかは，繰越額809万2,000円。特定財源は国庫補助金。完了予定は来年3月末でございます。

続いて，民生費，老人福祉センター管理，PCB含有トランス更新及び処分は，繰越額222万8,600円。完了予定は来年1月末です。

次の物価高対応子育て応援手当支給事業は，繰越額20万4,000円。事業は完了済みでございます。

続いて衛生費，保健衛生総務，水道事業会計出資金は，繰越額900万円。特定財源は一般会計出資債。完了予定は来年3月末でございます。

次のじん芥処理事業，西部衛生施設組合負担金（熱利用施設建設）は，繰越額5,500万円。特定財源

は国庫補助金，一般補助施設整備等事業債。完了予定は10月末でございます。

続いて，農林水産業費として，ダム管理，鬼ヶ岳ダム無線受信機等修繕は，繰越額279万4,000円。完了予定は6月末です。

次のかんがい排水事業（単町）矢掛町土地改良事業補助金は，繰越額298万3,000円。事業は完了済みでございます。

次の農業水路等長寿命化・防災減災事業，内神新池廃止工事は，繰越額1,890万円。特定財源は国庫補助金。完了予定は9月末です。

続いて土木費として，道路改良（道整備交付金事業），町道辻堂線で，繰越額2,885万2,000円で，財源は国庫補助金，過疎対策事業債。完了予定は7月末でございます。

次が，道路改良（単町事業），町道原北側線で，繰越額631万円。完了予定は6月末でございます。

次が，道路改良（狭あい道路整備等促進事業），町道広石線ほか，繰越額1,525万6,000円。特定財源は国庫補助金，過疎対策事業債，公共事業等債。完了予定は9月末でございます。

次が，かわまちづくり事業で，繰越額8,684万6,000円。特定財源はふるさと納税寄附金，県負担金，過疎対策事業債で，完了予定は来年3月末でございます。

次が，町営住宅管理（矢掛団地長寿命化改善設計業務），繰越額99万円。特定財源は住宅使用料。事業は完了済みでございます。

最後に，教育費，美術館管理（空調設備工事ほか）で繰越額1,514万8,000円。完了予定は6月末でございます。

以上，18事業で合計5億4,641万6,600円の繰越しとなっております。

以上で，一般会計の繰越明許費の説明を終わらせていただきます。

○議長（田中輝夫君）　企画課長。

○企画課長（平井勝志君）　それでは，報告第2号，令和7年度矢掛町地域開発事業特別会計予算の繰越明許費について御説明いたします。一枚おめくりいただきまして，見開きで繰越計算書でございます。

事業名，小田地区事業用地造成事業で，繰越額1,100万円。特定財源は，地域開発事業債，8月末の完了予定でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（田中輝夫君）　上下水道課長。

○上下水道課長（丹下裕之君）　それでは，報告第3号，令和7年度矢掛町水道事業会計予算の繰越について，御説明いたします。一枚おめくりいただき，見開きで繰越計算書でございます。繰越しを行う事業は3事業で，繰越額は総額1億1,000万円でございます。

まず，事業名で上水道事業でございます。内容といたしましては，上水道施設詳細設計業務委託と老朽管更新工事でございます。

翌年度繰越額は，3,327万9,000円で，財源といたしましては，その他資本的収入として土地開発公社からの負担金が396万円，損益勘定留保資金が2,931万9,000円でございます。繰越しの理由といたしましては，委託は分譲地開発の進捗状況に合わせるため，工事は資材の供給遅延のためでございます。なお，工期につきましては令和9年3月30日，工事は令和8年4月30日で完了済でございます。

次に，老朽管更新事業でございますが，内容といたしましては，経年により老朽・劣化した塩化ビニール管につきまして，早急に更新を行うための工事1件で，国の令和7年度補正予算を活用して，施工

するものございます。

翌年度繰越額は4,000万円で，財源といたしましては，国庫補助金620万円，企業債3,380万円でございます。繰越しの理由といたしましては，早期発注により，老朽管を耐震管に迅速に更新するためでございます。なお，工期につきましては，12月25日を予定いたしております。

つぎに，中央配水池更新事業でございますが，内容としては，中央配水池更新に係る造成工事でございます。

翌年度繰越額は3,672万1,000円で，財源といたしましては，国庫補助金115万5,000円，企業債2,160万円，その他資本的収入として出資金720万円，損益勘定留保資金676万6,000円でございます。繰越しの理由といたしましては，早期の発注により，中央配水池の更新・耐震化を迅速に実施するためでございます。なお，工期につきましては，令和9年3月10日を予定しております。

以上で，報告第3号の説明を終わります。

続きまして，報告第4号，令和7年度矢掛町下水道事業会計予算の繰越について，御説明いたします。一枚おめくりいただき，見開きで繰越計算書でございます。

繰越しを行う事業は2事業で，繰越額は総額6,000万円でございます。まず，事業名で農業集落排水施設統合事業でございますが，こちらは，東三成地区の汚水幹線埋設工事でございます。

翌年度繰越額は5,065万円で，財源は国庫補助金2,017万4,000円と損益勘定留保資金が3,047万6,000円でございます。

繰越しの理由といたしましては，統合事業を早期に実施するためであり，工期は令和9年1月25日を予定いたしております。

次に，事業名で下水道事業でございますが，内容といたしましては，下水道施設詳細設計業務委託と浄化センターの流入ポンプ更新工事でございます。

翌年度繰越額は935万円で，財源はその他資本的収入として土地開発公社からの負担金308万円と損益勘定留保資金627万円でございます。繰越しの理由といたしましては，委託は分譲地開発の進捗状況に合わせるため，また，工事では適正工期の確保のためでございます。なお，工期は，委託は令和9年3月25日，工事は令和8年7月9日を予定いたしております。

以上で，報告第4号の説明とさせていただきますので，よろしくお願いします。

○議長（田中輝夫君）　報告が終わりました。御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　質疑を終結いたします。

以上で，報告第1号，令和7年度矢掛町一般会計予算の繰越明許費について，報告第2号，令和7年度矢掛町地域開発事業会計特別予算の繰越明許費について，報告第3号，令和7年度矢掛町水道事業会計予算の繰越について，報告第4号，令和7年度矢掛町下水道事業会計予算の繰越についての報告を終了いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第９　議案第３９号　矢掛町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について

議案第４０号　矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について

議案第４１号　矢掛町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第４２号　矢掛町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

制定について

議案第４３号　矢掛町障害者医療費給付条例の一部を改正する条例制定について

議案第４４号　令和８年度矢掛町一般会計補正予算（第１号）について

議案第４５号　令和８年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第１号）について

○議長（田中輝夫君）　日程第 9，議案第 39 号から議案第 45 号までを一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡　敦君）　それでは，議案第 39 号から議案第 45 号につきまして，提案理由を御説明申し上げます。

まず，議案第 39 号から議案第 43 号までにつきましては，いずれも条例の一部改正に関するもので，地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づきまして，この議会に提出させていただくものでございます。

議案第 39 号，矢掛町特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，この改正は，死体の処理に従事した職員への手当の改正及び介護予防支援事業所従事職員への手当を新設するものでございます。

詳細につきましては，副町長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

次に，議案第 40 号，矢掛町税条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，この改正は，国の税制改正により，固定資産税の免税点の見直し等をさせていただくものでございます。

詳細につきましては，税務課長が説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

議案第 41 号，矢掛町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，このたび，本町と倉敷成人病センターとの間で締結いたしました包括連携協定に基づき，今後予定されております妊産婦健診等の実施に備えるため，矢掛病院の診療科目に産科を追加するものでございます。

詳細につきましては，病院事務長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

次に，議案第 42 号，矢掛町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，今回の改正は，令和 8 年度の国の介護報酬改定を反映するために，入所利用者，通所利用者，ショートステイ利用者の食費について，改正を行うものでございます。

詳細につきましては，介護老人保健施設事務長が説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に，議案第 43 号，矢掛町障害者医療費給付条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，今回の改正は，障害者医療費給付の支給基準としている老齢福祉年金の制度改正により，受給者に意図せざる影響や不利益が生じないようにするためのものでございます。

詳細につきましては，福祉介護課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

続きまして，議案第 44 号及び議案第 45 号の各会計の補正予算につきまして，提案理由を申し上げます。なお，両議案とも，地方自治法第 218 条第 1 項の規定に基づきまして，議会へ提出させていただくものでございます。

まず，議案第 44 号，令和 8 年度矢掛町一般会計補正予算（第 1 号）についてでございますが，今回の補正額は 5 億 4,200 万円の増額で，補正後の予算総額は 106 億 7,200 万円となっております。

主な内容といたしましては，お手許に配付いたしております補正予算の概要を御覧ください。

本年度の一般会計当初予算につきましては，4 月の町長・町議会議員選挙を控えた骨格予算編成とな

っておりました。そのため，今回の補正予算につきましては，ハード事業を中心とした肉付予算となっております。

まず総務費へは，公会堂備品整備補助金や町道の防災対策工事費などを計上いたしております。

次に，民生費へは，ふれあい会館の解体・撤去工事に係る経費や放課後児童クラブの施設整備費などを，また，土木費へは，道路改良費や運動公園のコンビネーション遊具の設計，本陣ドームの舗装に係る経費をそれぞれ計上いたしております。

その他として教育費へは，伝統文化親子教室実施に係る経費や文化センターホールのＬＥＤ更新等工事の設計に係る経費を，農林水産業費へは，水車の里フルーツトピアの観光用イチゴハウスの新設に係る経費を計上いたしております。

詳細につきましては，財政課長・財政課主幹が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

次に，議案第 45 号，令和 8 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてでございますが，今回の補正は，保険事業勘定で，歳入歳出それぞれ 200 万円を増額し，補正後の総額を 21 億 3,200 万円とするものでございます。

主な内容といたしましては，介護保険法施行規則の一部改正が行われたことに伴うシステム改修費でございます。

詳細な内容につきましては，福祉介護課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

以上が，議案第 39 号から議案第 45 号までの提案理由及び説明でございます。御審議のほど，よろしくお願いいたします。

○議長（田中輝夫君）　次に，詳細な説明を求めます。副町長。

○副町長（稲田欽也君）　それでは，議案第 39 号，矢掛町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について，説明させていただきます。まず，資料に沿って説明させていただきたいと存じますので，資料番号 5 の 1 ページ目をお開きください。新旧対照表でございます。

特殊勤務手当の種類の第 2 条（8）の語句を“死亡人等”に改め，（12）介護予防支援事業所従事職員の特殊勤務手当を新設いたします。

行旅死亡人の死体の処理に従事した場合のみに支給される特殊勤務手当でありましたが，今回の改正により，墓地，埋葬等に関する法律第 10 条，死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは死亡地の市町村長がこれを行わなければならないという規定に基づき，職員が死体の処置に従事した場合にも支給できるように具体的な特殊勤務手当を定めた第 10 条の行旅死亡人及び精神異常者の語句を“死亡人等”に改めます。支給対象“死亡人等の死体の処置に従事した職員（救護施設及び介護老人保健施設従事職員は除く）に対して支給する。”という項目を加え，(1)（2）は削除します。2 項で手当の額 1 回につき 2,000 円以内と定めております。

次に，新設の介護予防支援事業所従事職員の特殊勤務手当は国の制度改正に従い，介護報酬改定に伴う処遇改善加算を行うものであります。

第 14 条で“介護予防支援事業所で介護予防サービス計画作成及び給付管理に従事する介護支援専門員に対しての支給”ということを定め，2 項で 1 件につき 200 円以内と定めております。

また，附則として，施行は公布の日から適用は令和 8 年 6 月 1 日とさせていただくものです。

議案第 39 号の説明は，以上でございます。

○議長（田中輝夫君）　税務課長。

○税務課長（守屋裕文君）　それでは，議案第 40 号，矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。説明は資料で行いますので，資料番号 6 の表紙をおめくりいただきまして，1 ページを御覧いただきたいと思います。

このたび上程いたしております税条例の改正につきましては，令和 8 年度の税制改正によるものでございます。

改正項目の 1 つ目は，税制改正の所得税の基礎控除等の見直しに伴い，年金から所得税が源泉徴収される対象が変更されたことにより，公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出範囲の見直しを行うものでございます。

2 つ目は，特定一般医療薬品購入費を支払った場合の医療費控除 ―― セルフメディケーションの特例について，適用期間を令和 9 年度までとしていたものについて制度を見直し，適用期限が延長されるものでございます。

3 つ目は，個人の町民税の住宅借入金特別控除について，所得税における住宅ローン控除の見直しが行われた上で，適用期限を令和 12 年入居分まで 5 年間延長するものでございます。

これまでの 3 つの改正内容の改正につきましては，令和 9 年 1 月 1 日からの施行を予定いたしております。

次に，4 つ目の特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の特例でございますが，特定暗号資産 ―― 一定の仮想通貨の取引による利益を他の所得と分離して計算し，個人町県民税を一律 5 パーセントとする分離課税の制度に改めるものでございます。

従来の暗号資産の売却益は雑所得に区分され，給与所得などと合算される総合課税の対象となっていました。　これにより，利益が大きくなるほど税率が上がり，最大 55 パーセントの税負担となっていたものを改め，分離課税制度を適用するものでございます。

施行日につきましては，金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日に施行を予定しております。

最後に，固定資産税の免税点についてでございますが，物価指数等が上昇していることを踏まえ，見直しを行うものでございます。

固定資産税の免税点とは，町内に所有する土地・家屋・償却資産それぞれの課税標準額の合計が，一定の金額に満たない場合に固定資産税が課税されない基準でございます。

内容につきましては，表を御覧いただきたいと思います。表の左の欄が現行，右の欄が改正後の内容でございます。

土地に対する固定資産税の免税点 30 万円につきましては，前回見直しが行われた平成 3 年の時点から地価が下落していることから据え置きとなっております。

次に，家屋の免税点につきましては，現行 20 万円を 10 万円引き上げ，30 万円とし，償却資産の免税点につきましては，現行の 150 万円を 30 万円引き上げ，180 万円とするものでございます。

施行日につきましては，令和 9 年 4 月 1 日を予定いたしております。

以上で，説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（田中輝夫君）　病院事務長。

○病院事務長（坪田芳隆君）　それでは，議案第 41 号，矢掛町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について，御説明いたします。

この改正につきましては，先ほどの町長からの提案説明にもありましたとおり，このたび本町と倉敷成人病センターとの間で締結されました包括連携協定に基づき，今後予定されております妊産婦健診の実施等に矢掛病院として対応するためのものでございます。

お手許の資料で御説明させていただきますので，資料番号7番を御覧ください。一枚おめくりいただきまして，新旧対照表となっております。

第2条第2項に定める矢掛病院の診療科目としては，内科，外科をはじめとする13科目が既にございますが，ここに14番目として産科を加えるものでございます。

附則として，公布の日から施行するものとしております。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（田中輝夫君）　介護老人保健施設事務長。

○介護老人保健施設事務長（小出優子君）　それでは，議案第42号，矢掛町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について，御説明いたします。

一枚おめくりいただきまして，改正文でございますが，説明は資料のほうでさせていただきますので，資料番号8を御覧ください。

一枚おめくりいただきまして，今回改正する条例の新旧対照表でございます。令和8年度の国の介護報酬改定に伴い，介護老人保健施設の利用料を定めた別表を改正するもので，表の右側が改正前，左側が改正後となっております。

別表，入所者利用料中基本利用料につきまして，食費を1日につき1,445円から1,580円に，一枚おめくりいただきまして，通所者利用料中食費を1食555円から630円に，表の欄外短期入所療養介護の食費につきまして，朝食335円を350円に，昼食555円を630円に，夕食555円を600円に改めるものでございます。

それでは，議案のほうにお戻りいただきまして，附則として，この条例は令和8年8月1日から施行するものと定めております。

以上で議案第42号の説明とさせていただきますので，よろしくお願いします。

○議長（田中輝夫君）　福祉介護課長。

○福祉介護課長（片岡　崇君）　それでは，議案第43号，矢掛町障害者医療費給付条例の一部を改正する条例制定について，御説明をさせていただきます。

一枚おめくりいただきまして，改正内容については資料で説明させていただきますので，お手許の資料番号9を御覧ください。

表紙をおめくりいただきまして，今回の改正は，令和7年度税制改正において特定親族特別控除が創設されたことによる老齢福祉年金制度の改正に伴い，本町における障害者医療費給付制度の受給資格判定基準についても関連する国の改正内容を適切に反映させる必要があるため，所要の改正を行うものです。

19歳以上23歳未満の大学生等のアルバイト収入が一定額を超えても，特定親族特別控除として親の税法上の扶養控除が受けられることとなったことを受けて，国の老齢福祉年金制度の改正も行われました。

本町の障害者医療費給付制度の受給資格判定基準については，この老齢福祉年金の所得判定を準用しております。しかし，施行期日が令和8年8月1日となっており，障害者医療費給付制度に係る受給者

証の更新については，毎年７月に更新する取り扱いになっており，適用のタイミングが１か月ずれることになります。

このため，受給者に不利益が生じないよう，１か月前倒しし，令和８年７月１日から適用するもので，附則の経過措置において規定するものでございます。

議案に戻りまして，附則として，この条例は，令和８年７月１日から施行します。

以上で，説明を終わらせていただきます。　よろしくお願いいたします。

○議長（田中輝夫君）　財政課長。

○財政課長（松嶋良治君）　それでは，議案第44号，令和８年度矢掛町一般会計補正予算（第１号）について，御説明申し上げます。

今回の補正は，５億4,200万円を増額するもので，内容につきましては，まず，歳入について若干御説明いたしますので，概要を御覧ください。概要の一番下に財源内訳の表がありますが，上の特定財源については，歳出を事項別明細書で説明する際併せて説明いたしますので，ここでは下の一般財源の欄を御覧ください。

今回の一般財源のうち，まず地方交付税は，普通交付税の増額でございます。繰入金は，財政調整基金からの繰入金２億8,000万円でございます。

続きまして，繰越明許費，地方債の補正がございますので，予算書５ページをお開きください。予算書，第２表，繰越明許費補正でございます。追加が１件，変更が１件でございますが，本年度中の事業完了が見込めないものとして，繰越しを行うものでございます。

まず，追加分ですが，総務費としまして，財産管理（庁舎空調設備等老朽化更新工事）２億4,500万円でございます。

次の変更分ですが，教育費としまして，地区公民館整備事業（山田公民館移転建築工事）3,000万円の増額で補正後の金額は２億6,198万5,000円となります。

続きまして，第３表，地方債補正でございます。６ページを御覧ください。追加２件，変更９件でございます。

まず，追加の１つ目，公園事業は，総合運動公園内のコンビネーション遊具設計，本陣ドーム整備の設計・工事に過疎対策事業債ハード分を充てるものでございます。次の消防施設事業は，三谷分団第１部器庫建て替えの設計，矢掛分団第３部小型動力ポンプの購入に緊急防災･減災事業債を充てるもので，充当率100パーセント，交付税措置率70パーセントでございます。

続いて，変更９件でございますが，まず，防災対策事業は，道路防災工事に緊急自然災害防止対策事業債3,850万円を，奥田川浚渫工事に緊急浚渫推進事業債400万円をそれぞれ充てるもので，いずれも充当率100パーセント，交付税措置率70パーセントでございます。

かんがい排水事業は県営事業負担金に充てる公共事業等債で，充当率90パーセント，交付税措置率22.2パーセントでございます。

水車の里フルーツトピア事業は，指定管理料に充てる過疎対策事業債ソフト分の増額190万円と，イチゴハウス新設工事に充てる過疎対策事業債ハード分910万円でございます。

道路新設改良事業は，狭あい道路整備等促進事業等に充てる過疎対策事業債ハード分3,230万円と公共事業等債530万円を増額するものでございます。

常備消防事業は，小型動力ポンプ購入に充てることとしていた緊急防災・減災事業債の減額でござい

ます。

小学校管理事業とその下の中学校管理事業は，普通教室の照明ＬＥＤ化の工事増額分に充てる脱炭素化推進事業債で，充当率 90 パーセント，交付税措置率 30 パーセントでございます。

公民館事業は，山田公民館移転建築工事の工事増額分に充てる過疎対策事業債ハード分でございます。

最後の文化センター事業は，ホール照明の更新・天井耐震補強工事に係る設計委託料に充てる過疎対策事業債ハード分でございます。

私からの説明は以上でございますが，この後，事項別明細書に基づく説明を主幹が行いますので，よろしくお願いいたします。

○議長（田中輝夫君）　財政課主幹。

○財政課主幹（小出健司君）　それでは，事項別明細書に基づきまして，御説明申し上げます。予算書の 18 ページ・19 ページをお開きください。

歳入につきましては，歳出の財源内訳の中で，説明させていただきます。

まず，2 款総務費 1 項総務管理費の一般管理費では，庁用備品の購入費及び公会堂等集会施設に備品整備をする事業に対する補助金の追加分をそれぞれ計上しております。

次の財産管理費では，庁舎空調設備等老朽化更新工事に係る監理業務委託及び工事費を計上しております。

次の公聴広報費では，ホームページの改修委託料を，防災対策事業費では，道路防災・浸水対策事業に係る工事費をそれぞれ計上し，この工事費の財源として，道路防災には緊急自然災害防止対策事業債を，浸水対策には緊急浚渫推進事業債を充当しております。

次の 2 項徴税費の賦課徴収費では，軽自動車税環境性能割徴収取扱費負担金を計上しております。

続いて 3 款民生費，1 項社会福祉費の社会福祉総務費では，ふれあい会館の解体工事費を，次の老人福祉費では，介護保険の制度改正に伴うシステム改修等に係る介護保険特別会計への事務費繰出金を，次の老人福祉センター管理費では，次の 20 ページ・21 ページにかけまして，地域福祉バスの故障修繕及び食堂のテレビの更新に係る経費等をそれぞれ計上しております。

次の救護施設費では，救護施設事務費負担金の財源更正を行っております。

次の 2 項児童福祉費の児童福祉総務費では，三谷，山田，小田の放課後児童クラブの保育室のＬＥＤ化及び小田の放課後児童クラブの移転に係る経費を計上し，この移転に係る経費の財源として，国・県の交付金を充当しております。

次の児童福祉施設費では，電解水生成装置の更新に係る備品購入費を計上しております。

続いて 4 款衛生費，1 項保健衛生費の保健センター管理費では，遮熱フィルムに係る経費を計上しております。

続いて 5 款農林水産業費，1 項農業費のかんがい排水費では，次の 22 ページ・23 ページにかけまして，ため池廃止事業に係る委託料・工事費や県営事業負担金を計上しております。ため池廃止事業の財源として国庫補助金を，県営事業負担金の財源として公共事業等債を充当しております。

次の農道維持費では，橋の点検に係る委託料を，次の水車の里フルーツトピア費では，観光用イチゴハウスの新設に係る工事費をそれぞれ計上し，この工事費の財源として地域未来交付金及び過疎対策事業債を充当しております。

続いて 6 款商工費では，空き家活用新規創業支援事業補助金の追加分を計上し，財源としてふるさと

納税寄附金を充当しております。

続いて7款土木費1項土木管理費の土木総務費では，システム管理委託料を次の2項道路橋りょう費の道路新設改良費では，24ページ・25ページにかけて町道の改良工事費等を計上し，財源として国庫補助金，過疎対策事業債及び公共事業等債を充当しております。

次の4項都市計画費の公園費では，総合運動公園内のコンビネーション遊具の設計，本陣ドーム整備の設計・工事に係る経費等を計上し，財源として社会資本整備総合交付金及び過疎対策事業債を充当しております。

次の5項住宅費の住宅建設費では，新町営住宅に係る設計委託料を計上し，財源として社会資本整備総合交付金及び住宅等整備基金繰入金を充当しております。

続いて8款消防費では，三谷分団第1部器庫建て替えに係る設計委託料を計上し，財源として緊急防災・減災事業債を充当しております。

続いて，26ページ・27ページを御覧ください。9款教育費1項教育総務費の事務局費では，コーディネーターによる高校・地域協働体制推進事業補助金の財源更正を行っております。

次の2項小学校費の学校管理費では，小田小学校の支援学級の教室の整備や普通教室の照明ＬＥＤ化の工事費の増額分等を計上し，ＬＥＤ化の工事費の財源として脱炭素化推進事業債を充当しております。

次の3項中学校費の学校管理費では，避難誘導灯の取替に係る経費や照明ＬＥＤ化の工事費の増額分等を計上し，ＬＥＤ化の工事費の財源として脱炭素化推進事業債を充当しております。

次の5項社会教育費の社会教育総務費では，伝建歴史的風致維持向上補助金の追加分を，公民館費では，次の28ページ・29ページにかけまして，山田公民館の移転建築工事費の増額分や川面公民館の入口拡大に係る経費等を計上し，山田公民館の工事費の財源として過疎対策事業債を充当しております。

次の文化振興費では，伝統文化親子教室の開催に係る経費を計上し，財源として事業受託収入を充当しております。

次の美術館費では，避難誘導灯の取替に係る経費を，文化センター費では，ホール照明のＬＥＤ更新，天井耐震補強工事に係る設計委託料をそれぞれ計上し，この委託料の財源として過疎対策事業債を充当しております。

次の6項保健体育費の海洋センター費では，ろ過ポンプの修繕に係る経費及び施設予約システムの利用料を計上し，システム利用料の財源として諸収入の使用料を充当しております。

続いて，30ページ・31ページを御覧ください。12款諸支出金，1項基金費のふるさと応援基金費では，ふるさと納税寄附金を空き家活用新規創業支援事業補助金に充当することに伴い，充当額と同額の基金積立金の減額を計上しております。

最後に，予備費としまして1万5,000円で調整をしております。

以上で，事項別明細書の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（田中輝夫君）　福祉介護課長。

○福祉介護課長（片岡　崇君）　それでは，議案第45号，令和8年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第1号）について，御説明申し上げます。

今回の補正につきましては，保険事業勘定で歳入歳出それぞれ200万円を増額し，補正後の総額を21億3,200万円とさせていただくものでございます。

内容につきましては，事項別明細書で説明させていただきますので，8ページをお開きください。ま

ず，歳出でございますが，1 款総務費 1 項総務管理費 157 万 9,000 円の増額で，国の制度改正に伴う特定入所者介護サービス費の負担限度額見直しに係るシステム改修費及び様式変更に伴う印刷製本費でございます。そして，9 款予備費として 42 万 1,000 円で調整しております。

次に，歳入でございますが，6 ページへお戻りください。システム改修等に伴い，8 款繰入金，一般会計から事務費繰入金として，157 万 9,000 円を計上しています。そして，9 款繰越金，前年度繰越金 42 万 1,000 円の増で調整しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（田中輝夫君）　提案理由及び議案の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（田中輝夫君）　お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし，次の本会議を明日 9 日の午前 9 時 30 分から再開いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　異議なしと認めます。よって，本日はこれにて散会とし，次の本会議は明日 9 日の午前 9 時 30 分から再開と決しました。

それでは，これをもって散会といたします。皆さんお疲れさまでした。散会。

午前１１時２５分　散会